

(別紙) 「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日 雇児発第0403013号            【一部改正】平成21年3月31日 雇児発第0331012号            【一部改正】平成22年5月21日 雇児発0521第 1号            【一部改正】平成23年3月30日 雇児発0330第 6号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日 雇児発第0403013号            【一部改正】平成21年3月31日 雇児発第0331012号            【一部改正】平成22年5月21日 雇児発0521第 1号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 支援体制の確保  児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、<u>里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。</u></p> <p>4 事業内容等  児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。  (1)～(3) (略)  <u>(4) 里親等への支援</u>  <u>里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。</u>  <u>(5) 関係機関等との連携・連絡調整</u>  児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、福祉事務所、<u>里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 職員の配置等  (1) (略)  (2) 職員の責務  ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第2項)  イ (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 支援体制の確保  児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。</p> <p>4 事業内容等  児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。  (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 関係機関等との連携・連絡調整</u>  児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 職員の配置等  (1) (略)  (2) 職員の責務  ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第3項)  イ (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱 (略)</p>